

諮詢第2号

審査請求について

行政財産使用不許可処分について、次のとおり審査請求があつたので、これを棄却することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の7第2項の規定により議会の意見を求める。

1 審査請求人

2 審査請求の年月日

令和7年7月14日

3 審査請求の趣旨

市長による令和7年7月1日付け行政財産目的外使用不許可決定に関する処分（以下「本件処分」という。）について、これを取り消し、使用を許可するよう求める。

4 審査請求の理由

本件処分に係る財産は、緑地帯とされているが、有効な利用は見受けられない状況であり、上下水道、都市ガスの引込管を埋設することにより用途、目的を妨げることはない。また、上下水道、都市ガスを引き込もうとしている土地は市街化区域内に存し、佐倉市下水道エリアも該当している場所となる。固定資産税及び都市計画税も発生し、居宅を建築し土地を所有するものは宅地評価の課税も課せられる。

以上のことから、不許可の処分は妥当でない。

令和7年12月1日提出

佐倉市長 西 田 三十五